

廃棄物埋設確認申請書(廃棄物埋設施設用)

2021 埋計発第 108 号

2021 年 8 月 16 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 6 第 1 項の規定により廃棄物埋設に関する確認を次のとおり申請します。

事業所	名称	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所		
	所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸		
埋設施設の概要 確認を受けようとする廃棄物	廃棄物埋設地の附属施設 別紙-1 のとおり			
埋設施設の日及び場所 確認を受けようとする事項、	事項	期日	場所	
	別紙-2 のとおり			

濃縮・埋設事業所の廃棄物埋設地の附属施設は、それらの施設の形態・確認予定時期が異なるためそれらを6区分して申請を行う。本申請は、そのうちの第Ⅲ区分である。

	施設区分	確認予定時期	確認事項	備考
第Ⅰ区分	廃棄物埋設地の附属施設	確認証受領済	<ol style="list-style-type: none"> 1. 低レベル廃棄物管理建屋 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建屋 (2) しゃへい壁、床 (3) 換気空調設備 2. 放射性廃棄物の受入れ施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄体取扱い設備(一時貯蔵天井クレーン、コンベア、廃棄体取り出し装置、払い出し天井クレーン、埋設クレーン) (2) 廃棄体検査設備 (3) 廃棄体一時貯蔵室 3. 放射線管理施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射線監視・測定設備(エリアモニタ、排気用モニタ) 4. その他の附属施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 液体廃棄物処理設備 (2) 固体廃棄物処理設備 	
第Ⅱ区分	廃棄物埋設地の附属施設	確認証受領済	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性廃棄物の受入れ施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄体取扱い設備(2号埋設クレーン) 	
第Ⅲ区分	廃棄物埋設地の附属施設	今回申請(新規申請)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性廃棄物の受入れ施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄体取扱い設備(廃棄体一時仮置台) 2. 放射線管理施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人管理用測定設備 (2) 放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器) (3) 試料分析関係設備 (4) 出入管理設備 (5) 除染設備 (6) 表示設備 (7) 放射線管理設備 (8) その他の設備 3. 監視測定設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射能測定装置 (2) 放射線サーベイ機器 (3) 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔 (4) モニタリングポイント(積算線量計) (5) 表示設備 4. その他の附属施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気体廃棄物の廃棄施設(排気口) (2) 液体廃棄物の廃棄施設(排水口) (3) 通信連絡設備等(所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、警報装置、管理建屋における安全避難通路、廃棄物埋設地における安全避難通路(1号埋設地用、2号埋設地用)) 	

	施設区分	確認予定時期	確認事項	備考
第IV区分	廃棄物埋設地の附属施設	3号廃棄物埋設地操業前	1. 放射性廃棄物の受入れ施設 (1) 廃棄体取扱い設備(3号埋設クレーン) 2. その他の附属施設 (1) 通信連絡設備等(所内通信連絡設備(3号埋設地用ページング設備)、廃棄物埋設地における安全避難通路(3号埋設地用))	
第V区分	廃棄物埋設地の附属施設	点検路施工後	1. その他の附属施設 (1) 通信連絡設備等(点検路安全避難通路(1号埋設地用、2号埋設地用)、点検管安全避難通路(3号埋設地用))	
第VI区分	廃棄物埋設地の附属施設	覆土完了後	1. 監視測定設備 (1) 埋設地近傍の地下水採取孔及び地下水位測定孔(1号埋設地用、2号埋設地用、3号埋設地用) (2) 水質の分析装置	

確認を受けようとする廃棄物埋設施設の概要

1. 廃棄物埋設施設の名称
廃棄物埋設地の附属施設
2. 構造及び設備その他の概要を明らかにする事項
 - (1) 放射性廃棄物の受入れ施設
 - ① 廃棄体取扱い設備
 - a. 廃棄体一時仮置台 一式
 - (a) 主な仕様
材質：炭素鋼
廃棄体本数及び段数：8行、9列、3段積み
設置場所：検査室
 - (2) 放射線管理施設
 - ① 個人管理用測定設備
 - a. 個人線量当量測定器 一式
 - ② 放射線監視・測定設備
 - a. ダストサンプラ 一式
 - b. 放射線サーベイ機器 一式
 - ③ 試料分析関係設備
 - a. 放射能測定装置 一式
 - ④ 出入管理設備
 - a. ゲート 一式
 - ⑤ 除染設備
 - a. シャワー 一式
 - ⑥ 表示設備
 - a. 管理区域である旨及び区域区分の状況を示す標識 一式
 - b. 放射線管理に必要な情報を表示する表示板 一式
 - ⑦ 放射線管理設備
 - a. モニタリングポイント(積算線量計)*1 一式
 - b. モニタリングポスト*1 一式
*1：ウラン濃縮工場と共用。
 - ⑧ その他の設備
 - a. 気象観測機器*1 一式
 - b. 放射能観測車*1 一式
*1：ウラン濃縮工場と共用。
 - (3) 監視測定設備
 - ① 放射能測定装置*2 一式
*2：放射線管理施設と兼用。
 - (a) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定に係る主な仕様
監視測定対象：排水中の放射性物質の濃度及び線量、地下水中の放射性物質の濃度及び線量
監視測定場所：管理建屋
 - (b) 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定に係る主な仕様
監視測定対象：排気中の放射性物質の濃度、排水中の放射性物質の濃度
監視測定場所：管理建屋
 - (c) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定に係る主な仕様
監視測定時期：埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで
監視測定項目：排水中の放射性物質の濃度及び線量
監視測定場所：管理建屋

- ② 放射線サーベイ機器*2 一式
 *2：放射線管理施設と兼用。
 (a) 廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定に係る主な仕様
 監視測定対象：排水中の放射性物質の濃度及び線量、地下水中の放射性物質の濃度及び線量
 監視測定場所：管理建屋
 (b) 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況の監視及び測定に係る主な仕様
 監視測定時期：埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から覆土完了まで
 監視測定項目：排水中の放射性物質の濃度及び線量
 監視測定場所：管理建屋
- ③ 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔
 a. 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔 一式
 (a) 主な仕様
 監視測定対象：地下水中の放射性物質の濃度及び線量
 監視測定場所：周辺監視区域境界付近
 b. 周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔 一式
 (a) 主な仕様
 監視測定時期：覆土完了から廃止措置の開始まで
 監視測定項目：地下水の水位(地下水流動場)
 監視測定場所：周辺監視区域境界付近
- ④ モニタリングポイント(積算線量計)*1,2 一式
 *1：ウラン濃縮工場と共用。
 *2：放射線管理施設と兼用。
 (a) 主な仕様
 監視測定対象：直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線
 監視測定場所：周辺監視区域境界付近
- ⑤ 表示設備
 a. 放射性物質の濃度及び線量を表示する設備 一式
- (4) その他の附属施設
 ① 気体廃棄物の廃棄施設
 a. 排気口 一式
 (a) 主な仕様
 排気口の位置：低レベル廃棄物管理建屋屋上
 ② 液体廃棄物の廃棄施設
 a. 排水口 一式
 (a) 主な仕様
 排水口の位置：低レベル廃棄物管理建屋南側約 1km の尾駈沼に接する地点
 ③ 通信連絡設備等
 a. 所内通信連絡設備 一式
 (a) 主な仕様

種類	設置場所又は配布先	外部電源喪失時の供給電源	通信回線	
所内通信連絡設備	ページング設備 (1号埋設地用、2号埋設地用)	管理建屋、1号及び2号廃棄物埋設地に通話装置、スピーカを設置	バッテリー	有線
	所内携帯電話	個人配布	バッテリー	無線
	業務用無線設備 (アナログ式)	非常時対策組織の各班、本部及び現場指揮者の活動場所、組数を考慮した数量を管理建屋及び事務所に、固有回線で独立した無線設備を設置	バッテリー	無線
	業務用無線設備 (デジタル式)	非常時対策組織の各班、本部及び現場指揮者の活動場所、組数を考慮した数量を管理建屋及び事務所に、固有回線で独立した無線設備を設置	バッテリー	無線

b. 所外通信連絡設備 一式

(a) 主な仕様

種類		設置場所又は配布先	外部電源喪失時の供給電源	通信回線
所外通信連絡設備	緊急時電話回線*1	事業部対策本部室の本部、各班に各1台以上設置	電気通信事業者の局舎より供給	有線
	ファクシミリ装置*1	事業部対策本部室に複数台設置	非常用電源設備(コンセントに供給)	有線
	携帯電話*1	非常時対策組織の本部、班長の人数分を個人配布	バッテリー	無線
	衛星電話*1	事業部対策本部室に複数台設置	バッテリー	無線

*1：ウラン濃縮工場と共用。

c. 警報装置 一式

(a) 主な仕様

種類	設置場所	外部電源喪失時の供給電源	回線
警報装置	管理建屋に設置	バッテリー	有線

d. 管理建屋における安全避難通路

- (a) 安全避難通路 一式
- (b) 非常用照明設備 一式
- (c) 標識 一式

e. 廃棄物埋設地における安全避難通路(1号埋設地用、2号埋設地用)

- (a) 安全避難通路 一式
- (b) 標識 一式
- (c) 可搬型照明 一式

確認を受けようとする事項、期日及び場所

平成2年11月15日付け2安第423号をもって事業許可を受け、平成10年10月8日付け10安(廃規)第49号及び令和3年7月21日付け原規規発第2107212号をもって事業変更許可を受けた廃棄物埋設施設のうち以下に示す事項

1. 事項

(1) 確認事項・確認方法・判定基準・確認単位・確認時期・確認順番号

		確認事項		確認方法	判定基準	確認単位	確認時期	確認順番号
廃棄物埋設地の附属施設	放射性廃棄物の受入れ施設	廃棄物一時仮置台	廃棄物一時仮置台が設置されていること	廃棄物一時仮置台が検査室に設置(必要員数:一式(廃棄物216本分:8行、9列、3段積み))されていることを目視又は記録により確認する。	廃棄物一時仮置台が一式設置(廃棄物216本分:8行、9列、3段積み)されていること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
	放射線管理施設	個人管理用測定設備	個人管理用測定設備が配備されていること	個人管理用測定設備が配備(必要員数:一式)され、計測できることを目視又は記録により確認する。	個人管理用測定設備が一式配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)	放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)が配備されていること	ダストサンプラ、放射線サーベイ機器が配備(必要員数:2台、10台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。	ダストサンプラが2台、放射線サーベイ機器が10台配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		試料分析関係設備	試料分析関係設備(放射能測定装置)が配備されていること	放射能測定装置が配備(必要員数:4台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。	放射能測定装置が4台配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		出入管理設備	出入管理設備(ゲート)が設置されていること	管理建屋にゲートが設置(必要員数:1台)され、動作することを目視又は記録により確認する。	ゲートが1台設置され、動作すること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		除染設備	除染設備(シャワー)が設置されていること	シャワーが設置(必要員数:1台)され、水がでることを目視又は記録により確認する。	シャワーが1台設置され、水がでること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		表示設備	表示設備(標識、表示板)が配備されていること	管理区域である旨及び区域区分の状況を示す標識が管理区域の出入り口付近に、放射線管理に必要な情報を表示する表示板が管理建屋のゲート付近に配備(必要員数:一式、1枚)され、表示内容が判別できることを目視又は記録により確認する。	標識一式、表示板が1枚配備され、表示内容が判別できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)、モニタリングポスト)	放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)、モニタリングポスト)が配備、設置されていること	(1) モニタリングポイント(積算線量計)が配備(必要員数:10台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。 (2) モニタリングポストが設置(必要員数:3式)され、計測できることを目視又は記録により確認する。	(1) モニタリングポイント(積算線量計)が10台配備され、計測できること (2) モニタリングポストが3式設置され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		その他の設備(気象観測機器、放射能観測車)	その他の設備(気象観測機器、放射能観測車)が設置、配備されていること	(1) 気象観測機器が設置(必要員数:一式)され、観測できることを目視又は記録により確認する。 (2) 放射能観測車が配備(必要員数:一式)され、車両が動作し、機器が観測できることを目視又は記録により確認する。	(1) 気象観測機器一式が設置され、観測できること (2) 放射能観測車一式が配備され、車両が動作し、機器が観測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①

		確認事項		確認方法	判定基準	確認単位	確認時期	確認順 番号	
廃棄物埋設地の 附属施設	監視測定設備	放射能測定装置	放射能測定装置が配備されていること	管理建屋に放射能測定装置*1が配備(必要員数：4台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。 *1：放射線管理施設と兼用	放射能測定装置が4台配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
		放射線サーベイ機器	放射線サーベイ機器が配備されていること	管理建屋に放射線サーベイ機器*1,2が配備(必要員数：10台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。 *1：放射線管理施設と兼用 *2：バッテリー内蔵	放射線サーベイ機器が10台配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
		周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔	地下水採取孔	地下水採取孔が設置されていること	地下水採取孔が設置(必要員数：7箇所)され、地下水採取できることを目視又は記録により確認する。	地下水採取孔が7箇所設置され、地下水採取できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
			地下水位測定孔	地下水位測定孔が設置されていること	地下水位測定孔が設置(必要員数：7箇所)され、地下水位測定できることを目視又は記録により確認する。	地下水位測定孔が7箇所設置され、地下水位測定できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
		モニタリングポイント(積算線量計)	モニタリングポイント(積算線量計)が配備されていること	モニタリングポイント(積算線量計)*1,2が配備(必要員数：10台)され、計測できることを目視又は記録により確認する。 *1：放射線管理施設と兼用 *2：バッテリー内蔵	モニタリングポイント(積算線量計)が10台配備され、計測できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
		表示設備	表示設備が配備されていること	事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を表示する設備が管理建屋内に配備(必要員数：1枚)されていることを目視又は記録により確認する。	表示設備が1枚配備され、表示内容が判別できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
	その他の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口	排気口が設置されていること	排気口が管理建屋屋上に設置(必要員数：一式)されていることを目視又は記録により確認する。	排気口一式が設置され、排気を阻害する障害物が付近にないこと	設備一式	完成時 (既設置済)	①
液体廃棄物の廃棄施設		排水口	排水口が設置されていること	排水口が管理建屋南側約1kmの尾駁沼に接する地点に設置(必要員数：一式)されていることを目視又は記録により確認する。	排水口一式が設置され、排水を阻害する障害物が付近にないこと	設備一式	完成時 (既設置済)	①	

		確認事項	確認方法	判定基準	確認単位	確認時期	確認順 番号			
廃棄物埋設地の附属施設	その他の附属施設	通信連絡設備等	所内通信連絡設備	ページング設備 (1号埋設地用、2号埋設地用)	ページング設備が設置されていること	(1) 廃棄物埋設地、管理建屋にページング設備(通話装置、スピーカ)が設置(必要員数:一式、埋設施設の操業進捗に応じた設置)され、呼び出し及び通話ができることを目視又は記録により確認する。 (2) 外部電源喪失時に電源を供給できるよう、バッテリーが設置され、外部電源喪失時においても呼び出し及び通話ができることを目視又は記録により確認する。	(1) ページング設備(通話装置、スピーカ:一式)が埋設施設の操業進捗に応じた設置がされ、呼び出し及び通話ができること (2) 外部電源喪失時に電源を供給できるバッテリーが設置され、外部電源喪失時においても呼び出し及び通話ができること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
			所内携帯電話	所内携帯電話が配備されていること	管理建屋での作業に係る関係箇所に所内携帯電話*2が配備(必要員数:6台)され、通話できることを目視又は記録により確認する。 *2:バッテリー内蔵	所内携帯電話が関係箇所において、6台配備され、通話できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
			業務用無線設備(アナログ式、デジタル式)	業務用無線設備が配備されていること	業務用無線設備*2(アナログ式、デジタル式)が配備(必要員数:合計28台)され、通信できることを目視又は記録により確認する。 *2:バッテリー内蔵	業務用無線設備(アナログ式、デジタル式:合計28台)が配備され、通信できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
		安全避難通路等	所外通信連絡設備	緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話	緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話が配備されていること	(1) 緊急時電話回線、ファクシミリ装置が配備(必要員数:13回線、3台)され、通信できることを目視又は記録により確認する。 (2) 外部電源喪失時に緊急時電話回線は電気通信事業者の局舎より供給できるよう、ファクシミリ装置は非常用電源設備(コンセント)より供給できることを目視又は記録により確認する。 (3) 携帯電話*2、衛星電話*2が配備(必要員数:非常時対策組織本部・各班1台、2台)され、通信できることを目視又は記録により確認する。 *2:バッテリー内蔵	(1) 緊急時電話回線が13回線、ファクシミリ装置が3台配備され、通信できること (2) 外部電源喪失時に緊急時電話回線は電気通信事業者の局舎より供給でき、ファクシミリ装置は非常用電源設備(コンセント)より供給できること (3) 携帯電話が非常時対策組織本部・各班1台ずつ、衛星電話が2台配備され、通信できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①
			警報装置	サイレンを鳴動させるスイッチが設置されていること	(1) サイレンを鳴動させるスイッチが、制御室に設置(必要員数:一式)され、スイッチ操作により、廃棄物埋設地、管理建屋へサイレンが鳴動することを目視又は記録により確認する。 (2) 外部電源喪失時に電源を供給できるよう、バッテリーが設置され、外部電源喪失時においてもサイレンを鳴動できることを目視又は記録により確認する。	(1) サイレンを鳴動させるスイッチが、制御室に一式設置され、スイッチ操作により、廃棄物埋設地、管理建屋へサイレンを鳴動できること (2) 外部電源喪失時に電源を供給できるバッテリーが設置され、外部電源喪失時においてもサイレンを鳴動できること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
			管理建屋	安全避難通路、非常用照明設備及び避難方向を明示した標識が設置されていること	安全避難通路、非常用照明設備及び避難方向を明示した標識が設置(必要員数:132台、52台)されていることを目視又は記録により確認する。	安全避難通路、非常用照明設備(132台)及び避難方向を明示した標識(52台)が設置されていること	設備一式	完成時 (既設置済)	①	
		廃棄物埋設地(1号埋設地用、2号埋設地用)	安全避難通路及び避難方向を明示した標識が設置されていること	安全避難通路及び避難方向を明示した標識が設置(必要員数:1号埋設地一式、2号埋設地一式を用いて埋設地の操業進捗に応じた設置)されていることを目視又は記録により確認する。	安全避難通路及び避難方向を明示した標識(1号埋設地:一式、2号埋設地:一式)を用いて埋設地の操業進捗に応じた設置がされていること	設備一式	完成時 (既設置済)	①		
			可搬型照明が配備されていること	埋設クレーンに可搬型照明が配備(必要員数:埋設クレーンごと1台)され、点灯することを目視又は記録により確認する。	可搬型照明1台が埋設クレーンごとに配備され、点灯すること	設備一式	完成時 (既設置済)	①		

注) 構造・性能の変更及び員数の減少を伴わない、部品交換及び一般産業工業品(購入品)の入れ替え使用並びに設置・配備場所の変更は、都度の確認申請を不要とする。

(2) 標準的な工事工程及び自主検査実施時期

標準的な工事工程及び自主検査実施時期について第1表に示す。

第1表 標準的な工事工程及び自主検査実施時期

工事工程及び自主検査実施時期	確認事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">着工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">附属施設設置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">完成</p> </div> <div style="position: relative; height: 150px;"> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄体一時仮置台が設置されていること 個人管理用測定設備が配備されていること 放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)が配備されていること 試料分析関係設備(放射能測定装置)が配備されていること 出入管理設備(ゲート)が設置されていること 除染設備(シャワー)が設置されていること 表示設備(標識、表示板)が配備されていること 放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)、モニタリングポスト)が配備、設置されていること その他の設備(気象観測機器、放射能観測車)が設置、配備されていること 放射能測定装置が配備されていること 放射線サーベイ機器が配備されていること 地下水採取孔が設置されていること 地下水水位測定孔が設置されていること モニタリングポイント(積算線量計)が配備されていること 表示設備が配備されていること 排気口が設置されていること 排水口が設置されていること ベージング設備が設置されていること 所内携帯電話が配備されていること 業務用無線設備が配備されていること 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話が配備されていること サイレンを鳴動させるスイッチが設置されていること 安全避難通路、非常用照明設備及び避難方向を明示した標識が設置されていること 安全避難通路及び避難方向を明示した標識が設置されていること 可搬型照明が配備されていること

注1) 本工事工程及び自主検査実施時期(確認項目)は標準的なものであり、本内容と異なるタイミングで実施しても支障がない時は、変更する場合もある。

注2) 表中の○番号は確認順番号を示す。

注3) 今回の施設確認申請における対象設備は、既設設備であり工事、設置又は配備実施済であるため、確認又は試験のみが適用となる。

2. 期日

確認期日を工事工程表に基づき以下に示す。

- ・2021年8月16日(申請日)～2022年3月31日

3. 場所

日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所他。但し、日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所以外の場所で確認を受けようとする場合は別途届出のものとする。

添 付 書 類

廃棄物埋設確認申請書 添付書類

目 次

- 一、 廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書
 - イ 放射性廃棄物の受入れ施設
 - (イ) 廃棄体取扱い設備の配置図、構造図
 - a 廃棄体一時仮置台の配置図
 - b 廃棄体一時仮置台の構造図
 - ロ 放射線管理施設
 - (イ) 出入管理設備・除染設備の配置図
 - (ロ) 放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)・モニタリングポスト)の配置図
 - (ハ) その他の設備(気象観測機器)の配置図
 - ハ 監視測定設備
 - (イ) 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔の配置図
 - ニ その他の附属施設
 - (イ) 気体廃棄物の廃棄施設の系統図
 - a 換気空調設備の系統図
 - (ロ) 液体廃棄物の廃棄施設の系統図
 - a 液体廃棄物処理設備の系統図
 - (ハ) 通信連絡設備等の配置図
 - a 所内通信連絡設備及び警報装置の配置図
- 二、 廃棄物埋設施設の付近の見取図
 - 三、 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書
 - 四、 工事工程表
 - 五、 埋設の計画に関する説明書
 - 六、 廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

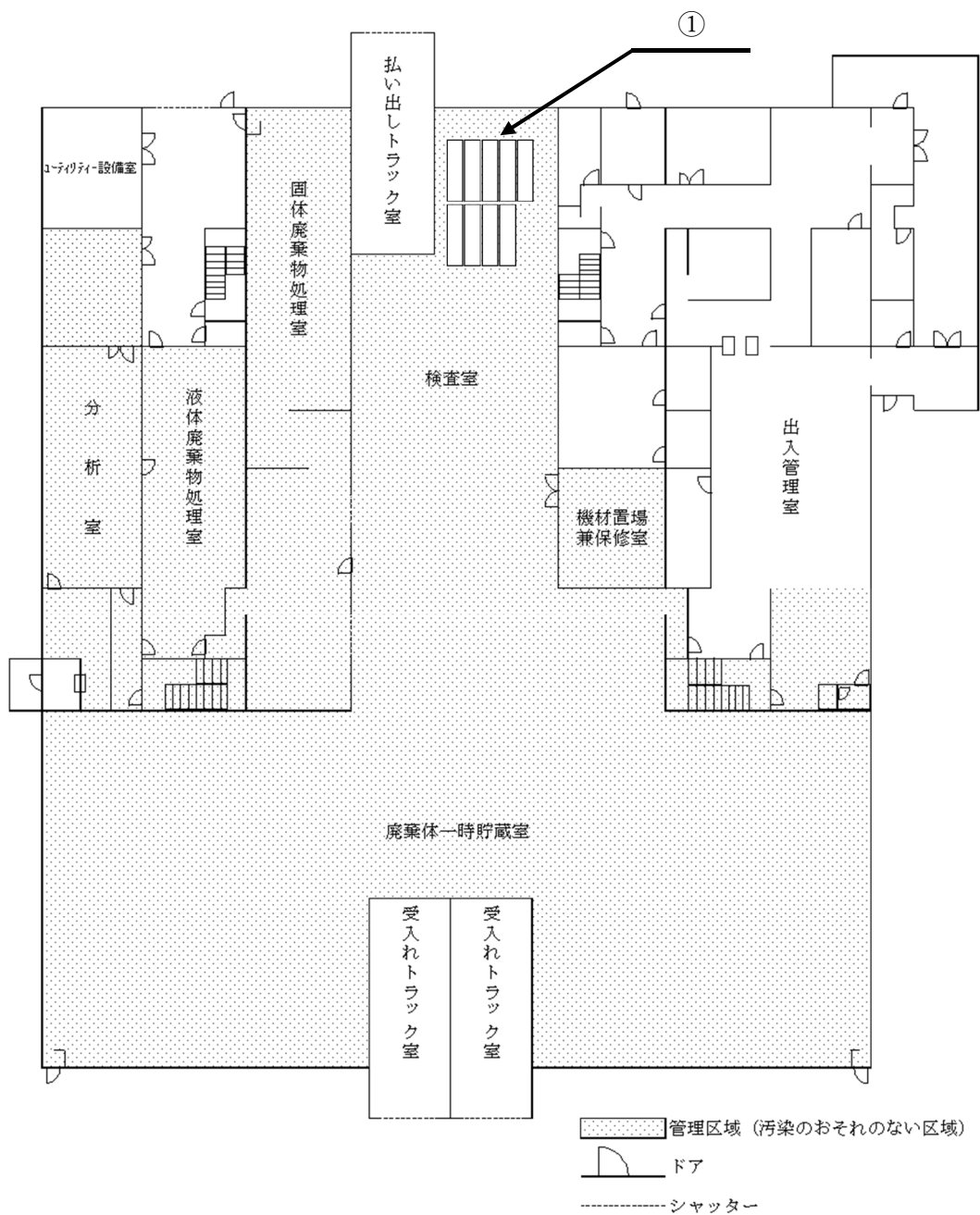
添 付 書 類 一

廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書

イ 放射性廃棄物の受入れ施設

(イ) 廃棄体取扱い設備の配置図、構造図

a 廃棄体一時仮置台の配置図

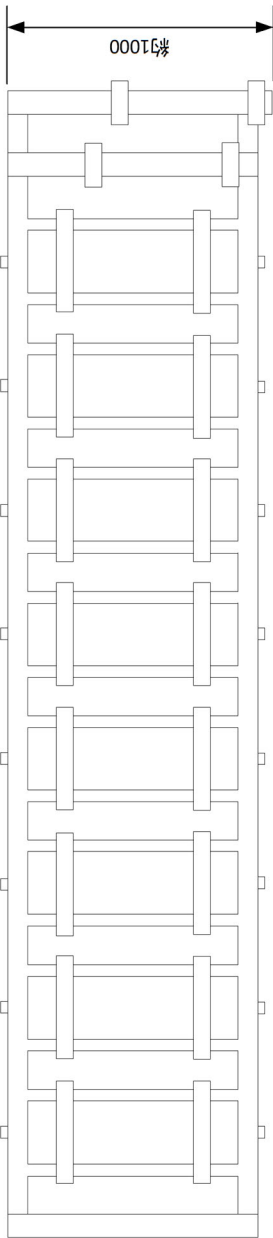


低レベル廃棄物管理建屋 1F

記号	設備	数量
①	廃棄体一時仮置台	9列

図 1-イ(イ)a-1 廃棄体一時仮置台の配置図

b 廃棄体一時仮置台の構造図



材	質	炭素鋼
廃棄体本数及び段数	8行、3段積み	

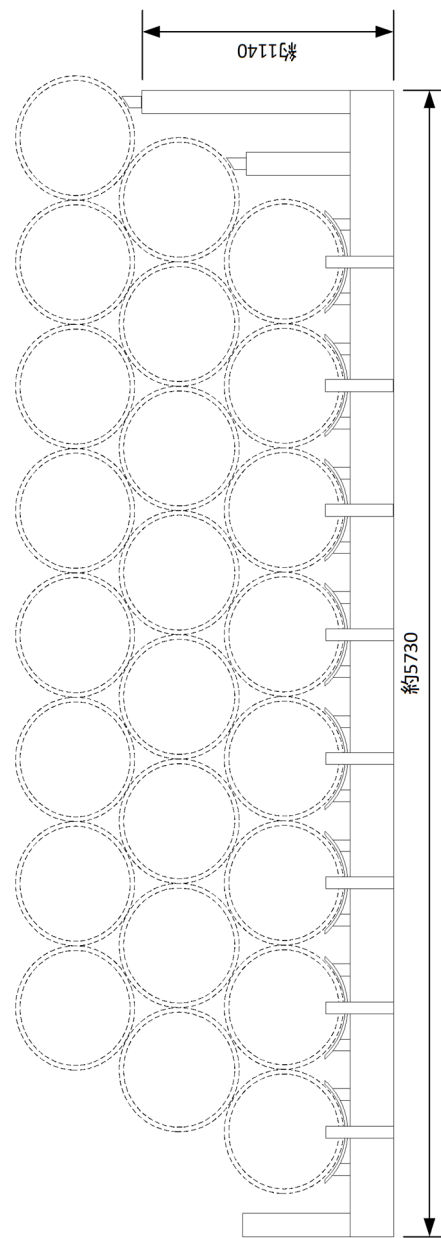
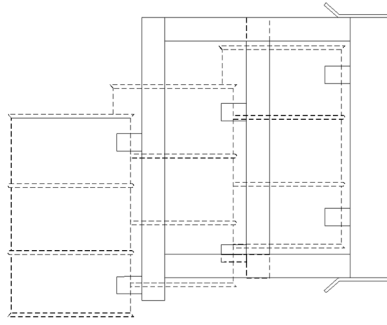
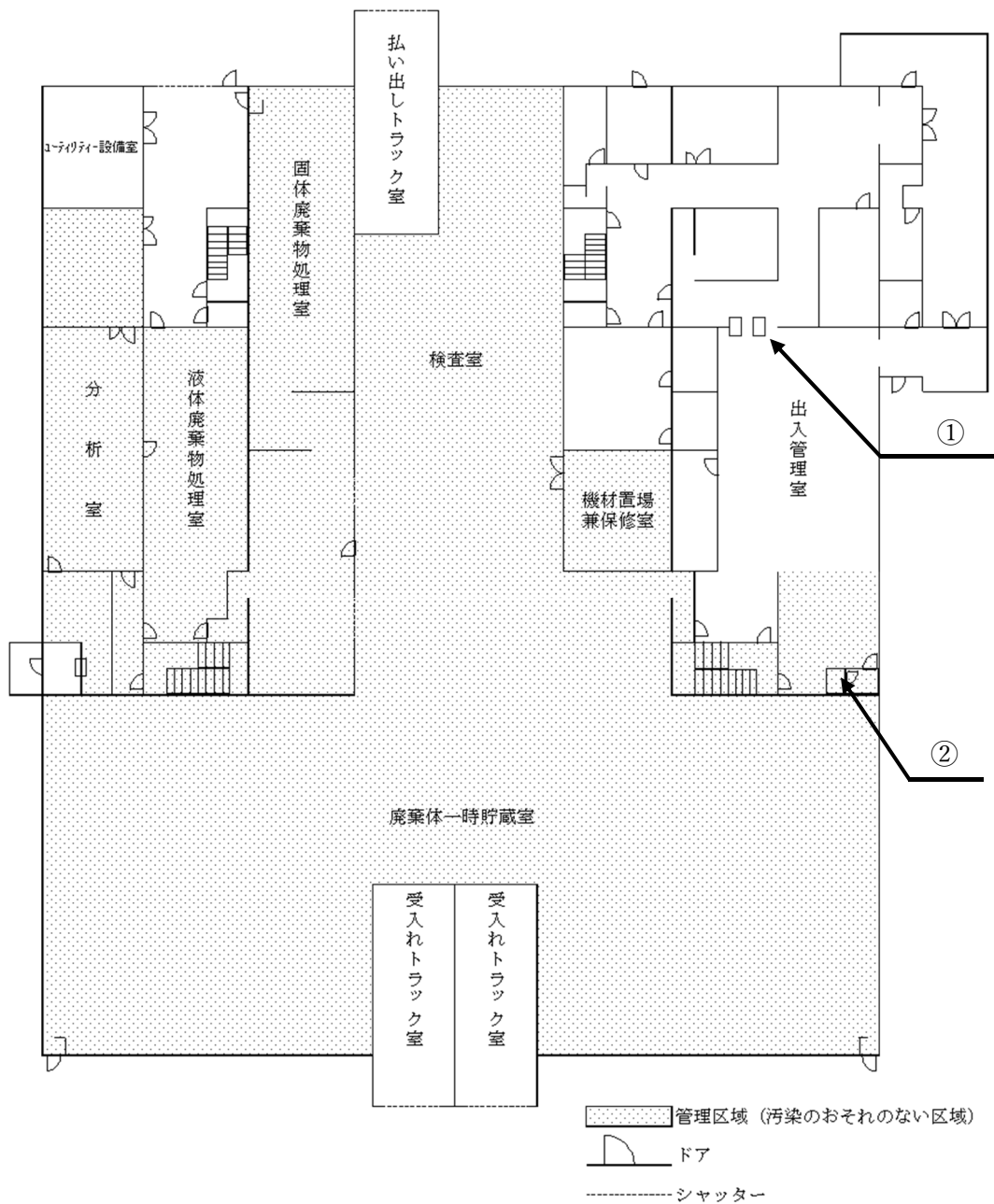


図 1-イ(イ)b-1 廃棄体一時仮置台の構造図

□ 放射線管理施設

(イ) 出入管理設備・除染設備の配置図

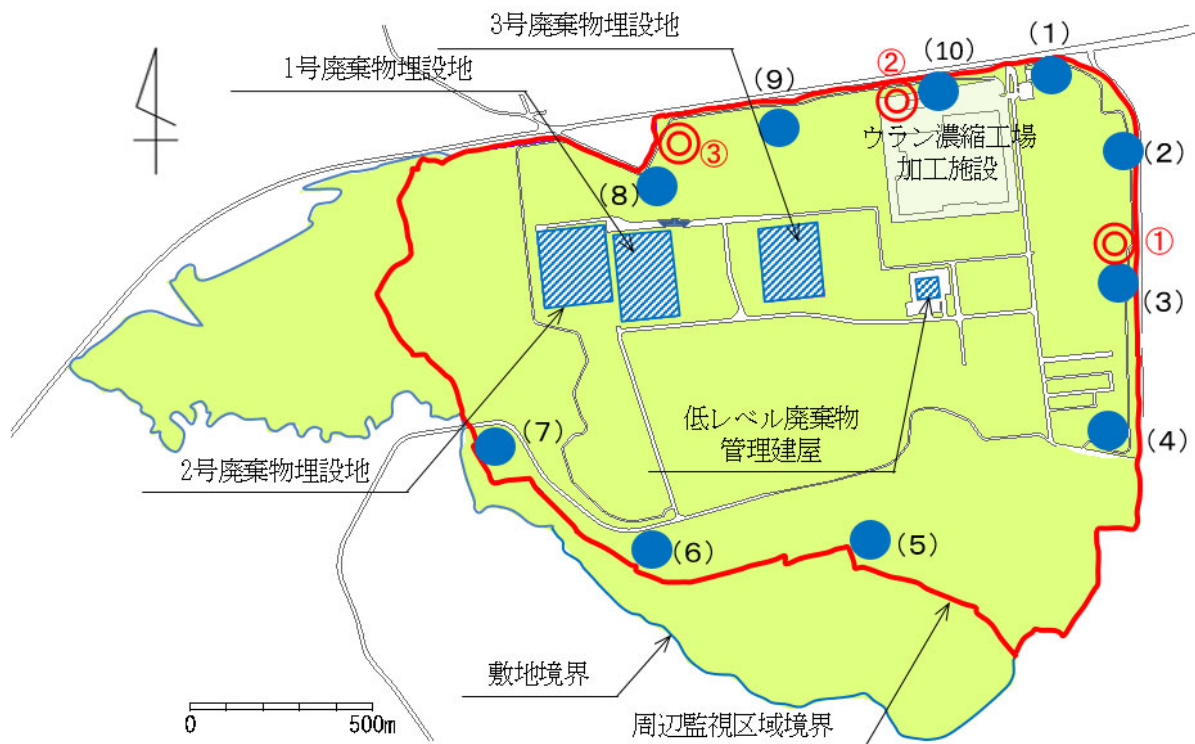


低レベル廃棄物管理建屋 1F

記号	設備	主要機器	数量
①	出入管理設備	ゲート	1式
②	除染設備	シャワー	1式

図 1-ロ(イ)-1 出入管理設備・除染設備の配置図

(ロ) 放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)・モニタリングポスト)の配置図



記号	設備	数量
●	モニタリングポイント(積算線量計)	10台
◎	モニタリングポスト	3式

なお、(1)～(10)のモニタリングポイント(積算線量計)及び①～③のモニタリングポストの設置位置及び設置数量は必要に応じて変更する。

図 1-ロ(ロ)-1 放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)・モニタリングポスト)の配置図

(ハ) その他の設備(気象観測機器)の配置図



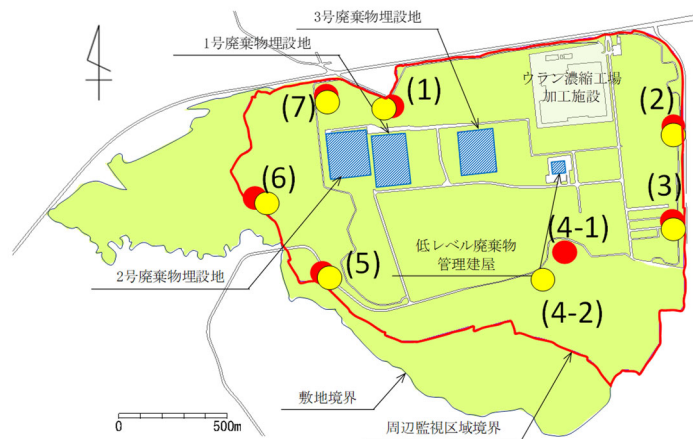
記号	設備	数量
●	気象観測機器	1式

なお、気象観測機器の設置位置及び設置数量は必要に応じて変更する。

図 1-ロ(ハ)-1 その他の設備(気象観測機器)の配置図

ハ 監視測定設備

(イ) 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔の配置図



記号	設備	数量
●	地下水採取孔	7箇所
●	地下水位測定孔	7箇所

なお、(1)～(7)の各設置場所における地下水採取孔及び地下水位測定孔の設置位置及び設置本数は必要に応じて変更する。

図 1-ハ(イ)-1 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔の配置図

ニ その他の附属施設

(イ) 気体廃棄物の廃棄施設の系統図

a 換気空調設備の系統図

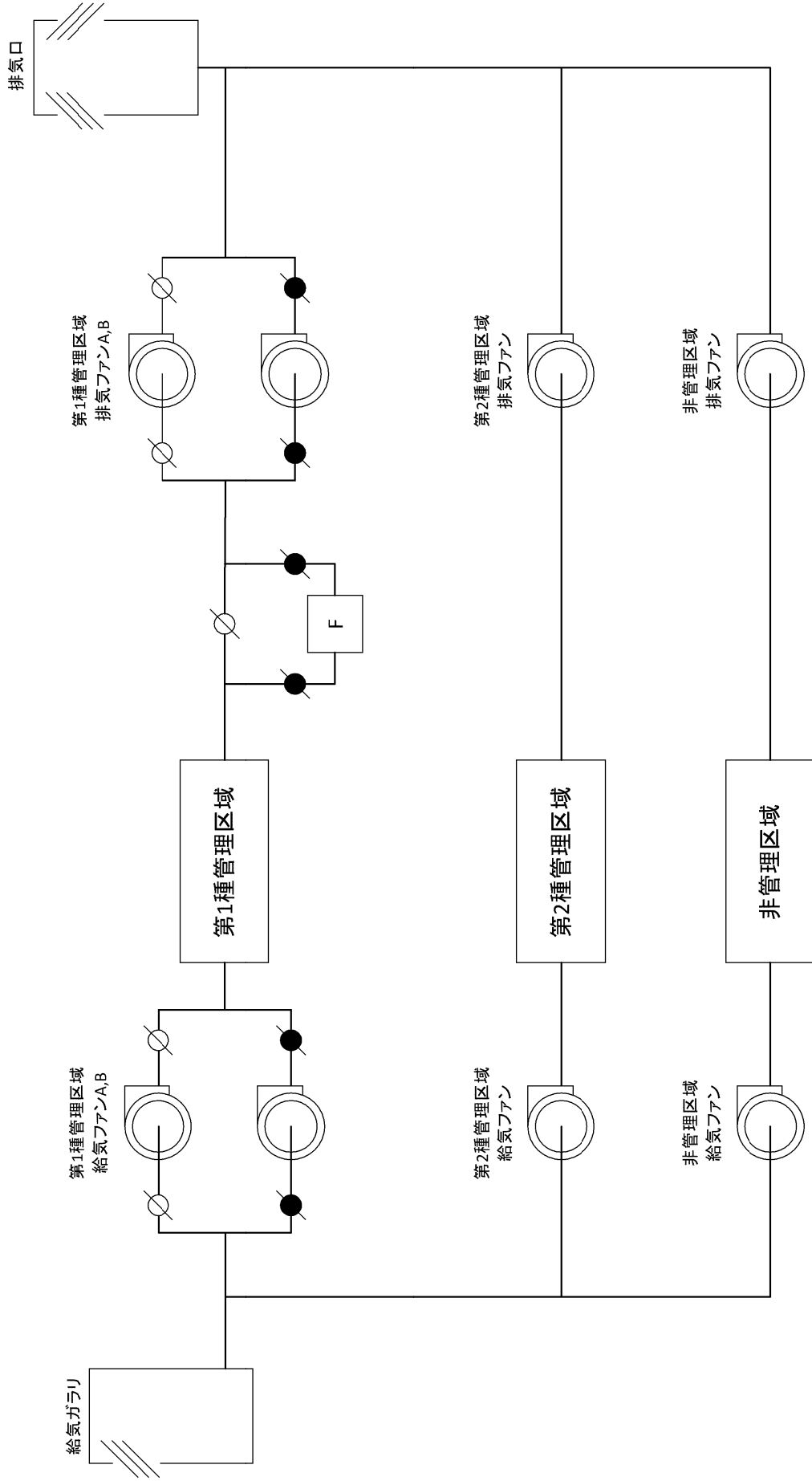


図 1-2(イ) a-1 換気空調設備の系統図

(ロ) 液体廃棄物の廃棄施設の系統図

a 液体廃物処理設備の系統図

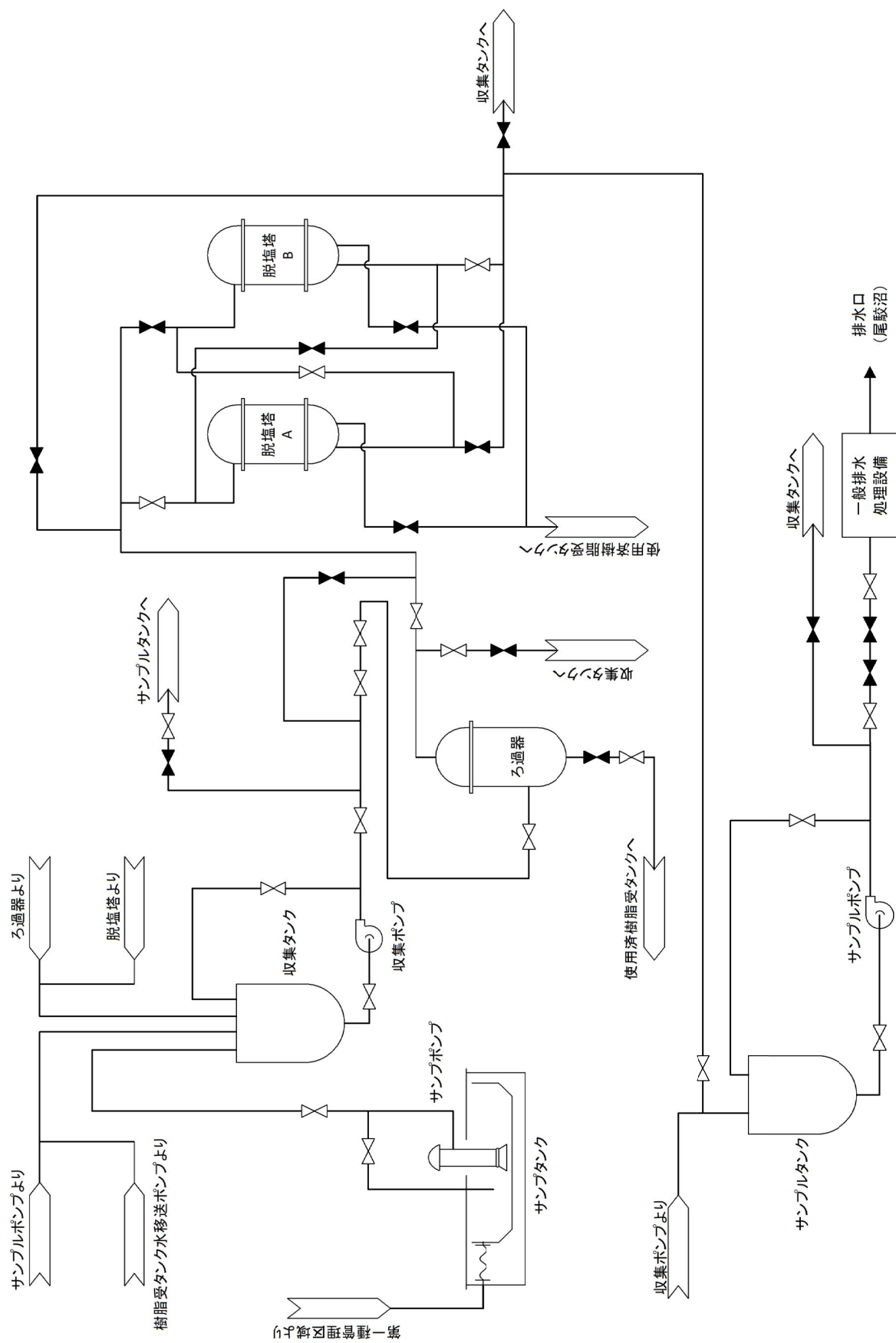
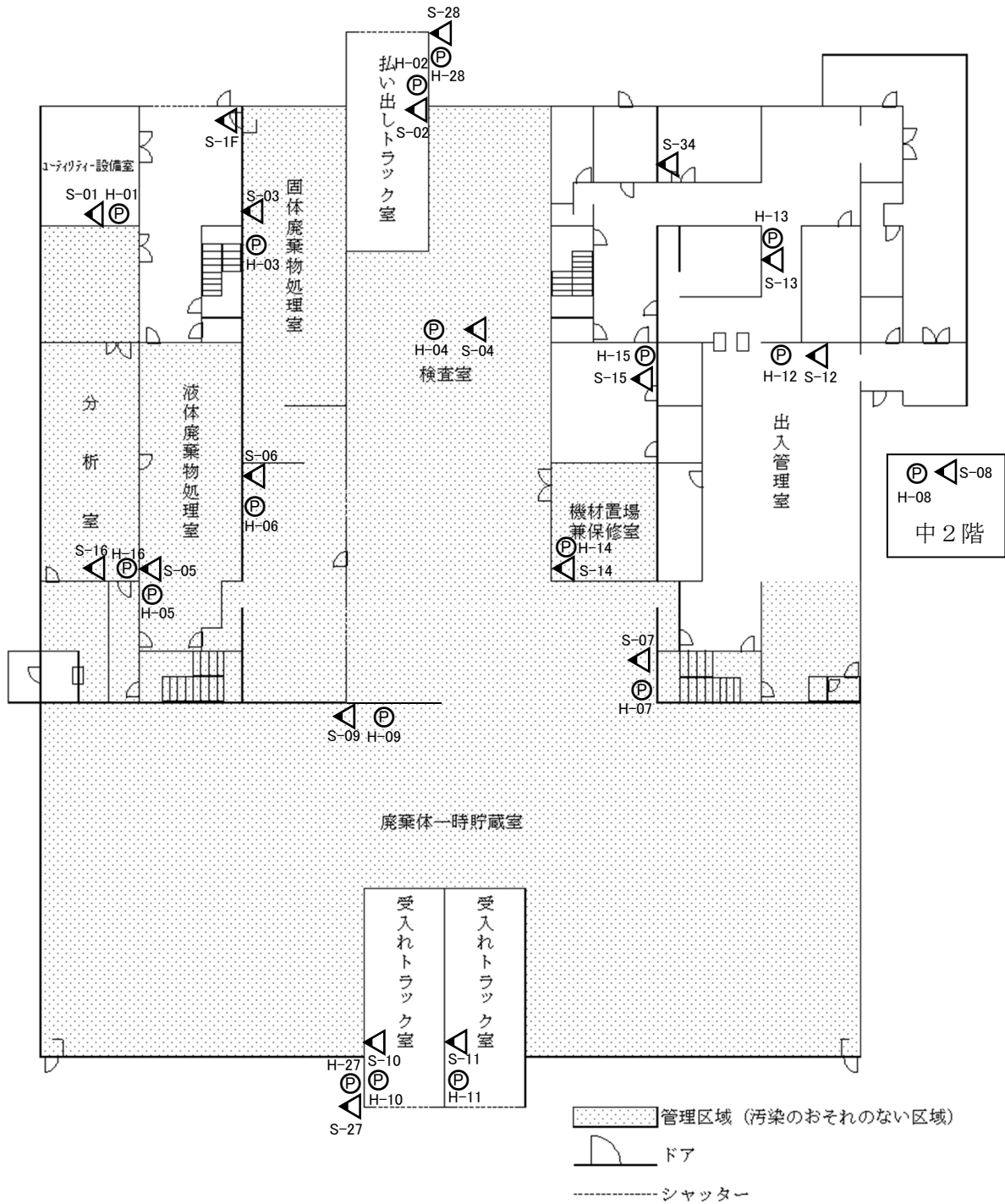


図 1-2 (ロ) a-1 液体廃棄物処理設備の系統図

(ハ) 通信連絡設備等の配置図

a 所内通信連絡設備及び警報装置の配置図

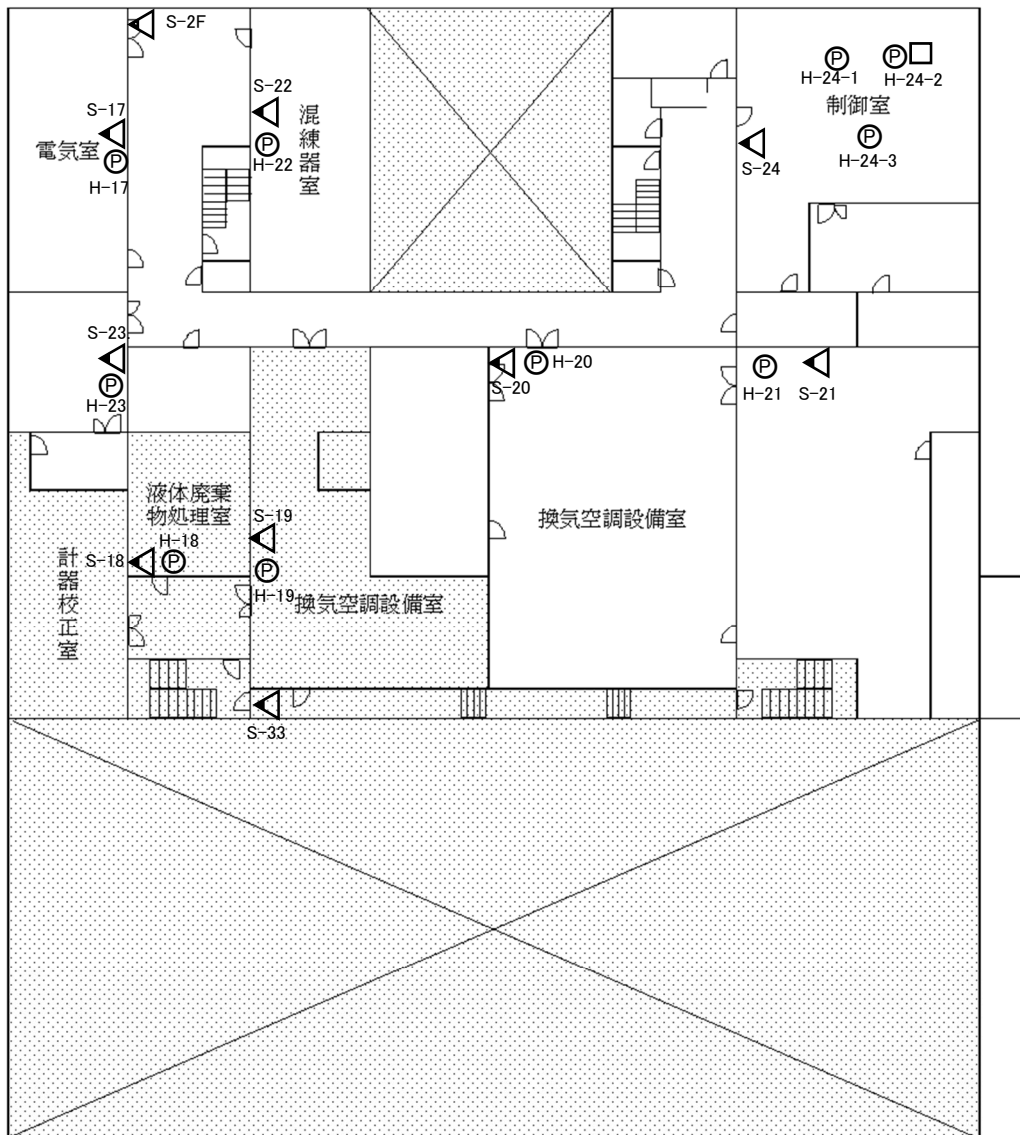




低レベル廃棄物管理建屋 1F

記号	設備	数量
Ⓟ	ページング設備	18 台
◀	スピーカ	20 台

※：中二階に配置

図 1-ニ(ハ)a-1 所内通信連絡設備及び警報装置の配置図(低レベル廃棄物管理建屋 1F)

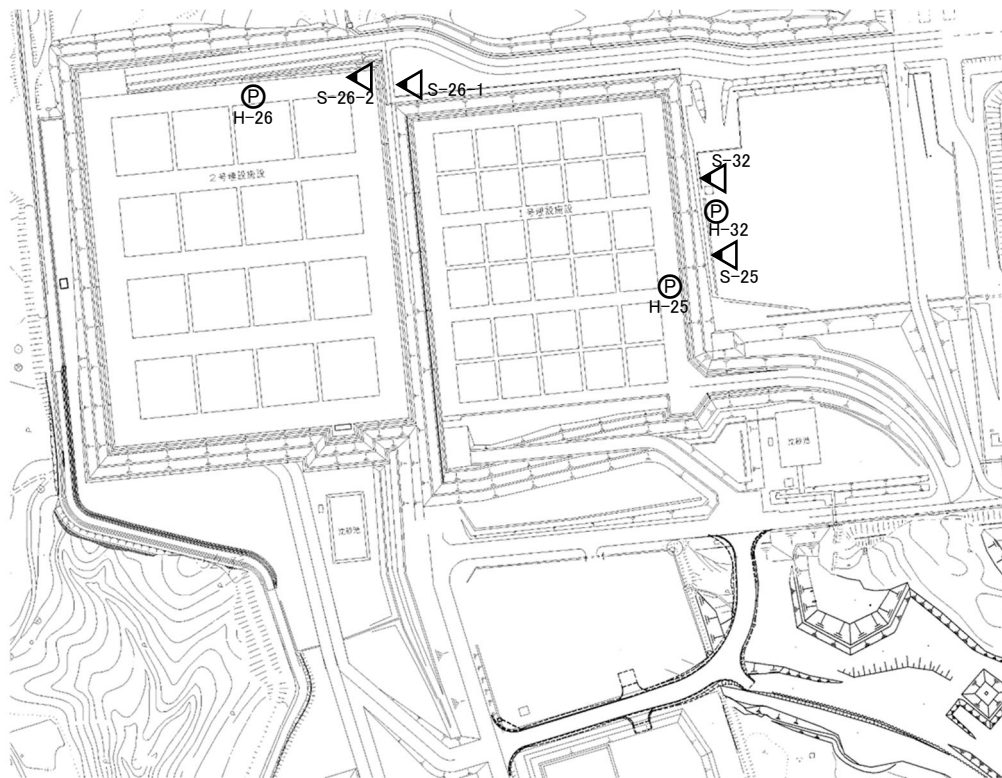


 管理区域 (汚染のおそれのない区域)
 ドア

低レベル廃棄物管理建屋 2F

記号	設備	数量
Ⓟ	ページング設備	10 台
▲	スピーカ	10 台
□	警報装置	1 台

図 1-ニ(ハ)a-2 所内通信連絡設備及び警報装置の配置図(低レベル廃棄物管理建屋 2F)



廃棄物埋設地(1号・2号)

記号	設備	数量
Ⓟ	ページング設備	3台
◄	スピーカ	4台

図 1-ニ(ハ)a-3 所内通信連絡設備及び警報装置の配置図 (1号・2号廃棄物埋設地)

添 付 書 類 二

廃棄物埋設施設の付近の見取図



図 2-1 廃棄物埋設施設の付近の見取図

添 付 書 類 三

廃棄物埋施設設の工事の方法に関する説明書

目 次

1. 概要
2. 工事の手順
3. 自主検査の方法

1. 概要

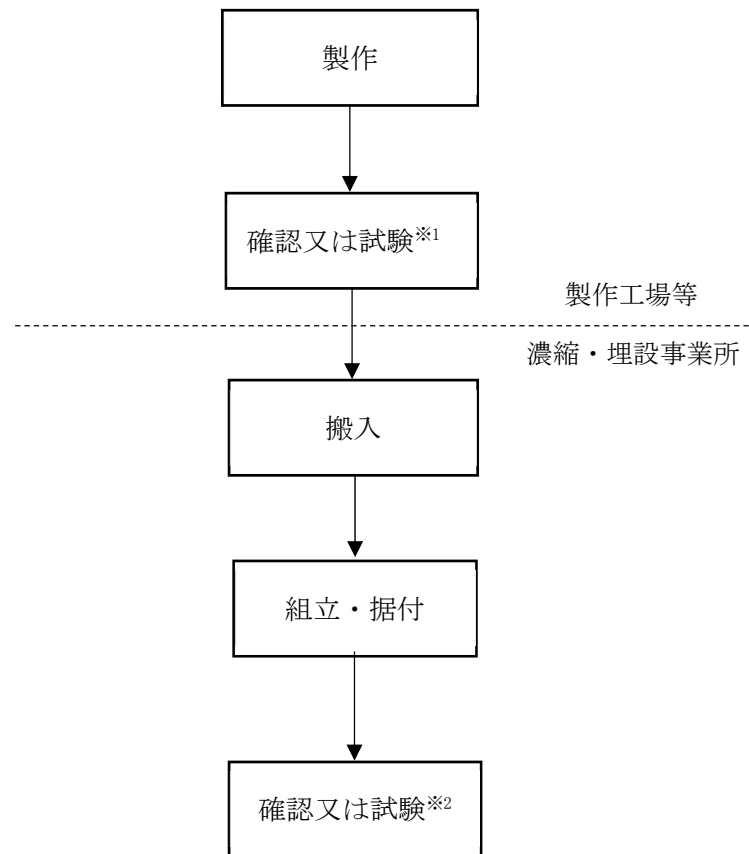
廃棄物埋設地の附属施設の設置に係る工事の方法として、事業(変更)許可を受けた事項及び「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第6条に定める廃棄物埋設施設等の技術上の基準（以下、「廃棄物埋設施設技術基準」という。）の要求事項に適合するための工事へのインプット情報に従い実施する工事の手順と、それらに従い工事が行われたことを確認する自主検査の方法を以下に示す。

2. 工事の手順

廃棄物埋設地の附属施設の設置に係る工事の手順を図 3-1 に示す。また、設置した廃棄物埋設地の附属施設が工事へのインプット情報及び工事の計画に従って設置されていることを確認又は試験で確認する。ただし、工事を伴わない設置又は配備のみの設備については、調達時、調達要求事項を満たしていることを確認又は試験で確認する。

対象設備の確認又は試験の方法を表 3-1、確認又は試験方法を表 3-2 に示す。

なお、今回の施設確認申請における対象設備は、既設設備であり工事、設置又は配備実施済であるため、確認又は試験のみが適用となる。



※1：製作工場等で自主検査を実施する場合

※2：工事を伴わない設置又は配備のみの設備については、調達時、調達要求事項を満たしていることを確認又は試験で確認する。

今回の施設確認申請における対象設備は、既設設備であり工事、設置又は配備実施済であるため、確認又は試験のみが適用となる。

図 3-1 工事の手順

表 3-1 対象設備の確認又は試験の方法

	対象設備	確認又は試験の方法
廃棄体取扱い設備	(1) 廃棄体一時仮置台	据付確認
放射線管理施設	(1) 個人管理用測定設備	据付確認、機能・性能試験
	(2) 放射線監視・測定設備 (ダストサンプラ、放射線サーベイ機器)	据付確認、機能・性能試験
	(3) 試料分析関係設備	据付確認、機能・性能試験
	(4) 出入管理設備	据付確認、機能・性能試験
	(5) 除染設備	据付確認、機能・性能試験
	(6) 表示設備	据付確認
	(7) 放射線管理設備 (モニタリングポイント(積算線量計)、モニタリングポスト)	据付確認、機能・性能試験
	(8) その他の設備 (気象観測機器、放射能観測車)	据付確認、機能・性能試験
監視測定設備	(1) 放射能測定装置	据付確認、機能・性能試験
	(2) 放射線サーベイ機器	据付確認、機能・性能試験
	(3) 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔	据付確認
	(4) モニタリングポイント	据付確認、機能・性能試験
	(5) 表示設備	据付確認
廃棄施設	(1) 排気口	据付確認
	(2) 排水口	据付確認
所内通信連絡設備	(1) ページング設備 (1号埋設地用、2号埋設地用)	据付確認、機能・性能試験
	(2) 所内携帯電話	据付確認、機能・性能試験
	(3) 業務用無線設備 (アナログ式、デジタル式)	据付確認、機能・性能試験
所外通信連絡設備	(1) 緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話	据付確認、機能・性能試験
警報装置	(1) 警報装置	据付確認、機能・性能試験
安全避難通路等	(1) 管理建屋	据付確認、機能・性能試験
	(2) 廃棄物埋設地 (1号埋設地用、2号埋設地用)	据付確認、機能・性能試験

表 3-2 確認又は試験方法

確認又は試験項目	確認又は試験概要
据付確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対象設備が設置又は配備されていることを確認する。
機能・性能試験	<ul style="list-style-type: none"> ・工事へのインプット情報又は調達で要求される機能・性能を有していることを確認する。

3. 自主検査の方法

廃棄物埋施設が廃棄物埋施設技術基準に適合していることを確認するため、図 3-1 工事の手順に示す確認又は試験に合わせて自主検査を実施する。

また、自主検査の実施日、検査対象、検査方法、判定基準等は、その都度、検査要領書に定めて実施する。

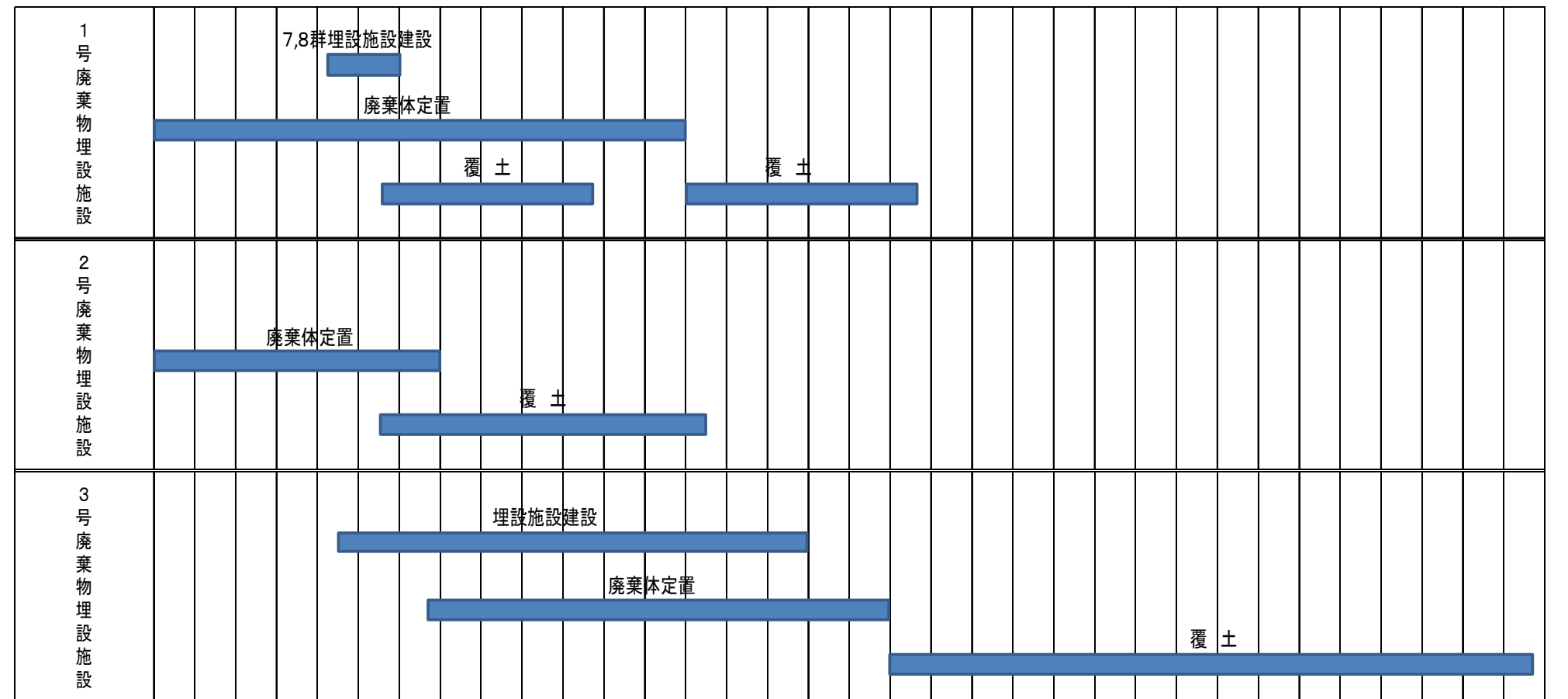
添 付 書 類 四

工事工程表

表4-1 附属施設 工事工程表

項目			年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050				
附属施設	放射性廃棄物の受入れ施設	廃棄体取扱い設備	廃棄体一時仮置台					■																																	
		放射線管理施設	個人管理用測定設備																																						
	放射線監視・測定設備(ダストサンプラ・放射線サーベイ機器)																																								
	試料分析関係設備																																								
	出入管理設備																																								
	除染設備																																								
	表示設備																																								
	放射線管理設備(モニタリングポイント(積算線量計)、モニタリングポスト)																																								
	その他の設備(気象観測機器、放射能観測車)																																								
	監視測定設備	放射能測定装置																																							
		放射線サーベイ機器																																							
		周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔																																							
		モニタリングポイント(積算線量計)																																							
	その他の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設	排気口																																						
			液体廃棄物の廃棄施設	排水口																																					
通信連絡設備等		所内通信連絡設備(ページング設備(1号埋設地用、2号埋設地用)、所内携帯電話、業務用無線設備(アナログ式、デジタル式))																																							
		所外通信連絡設備(緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛生電話)																																							
		警報装置																																							
安全避難通路等(管理建屋、廃棄物埋設地(1号埋設地用、2号埋設地用))																																									

参考



添 付 書 類 五

埋設の計画に関する説明書

表 5-1 1号廃棄物埋施設 埋設計画数量

年度	埋設計画数量		
～2019年度	29,824 m ³	(200L ドラム缶	149,120 本相当)
2020年度	66 m ³	(200L ドラム缶	328 本相当)
2021年度	62 m ³	(200L ドラム缶	312 本相当)
2022年度	2,848 m ³	(200L ドラム缶	14,240 本相当)
2023年度	960 m ³	(200L ドラム缶	4,800 本相当)
2024年度	960 m ³	(200L ドラム缶	4,800 本相当)
2025年度	1,200 m ³	(200L ドラム缶	6,000 本相当)
2026年度	1,200 m ³	(200L ドラム缶	6,000 本相当)
2027年度	1,200 m ³	(200L ドラム缶	6,000 本相当)
2028年度	1,200 m ³	(200L ドラム缶	6,000 本相当)
2029年度	1,440 m ³	(200L ドラム缶	7,200 本相当)
合計	40,960 m ³	(200L ドラム缶	204,800 本相当)

表 5-2 2号廃棄物埋施設 埋設計画数量

年度	埋設計画数量		
～2019年度	32,722 m ³	(200L ドラム缶	163,608 本相当)
2020年度	2,126 m ³	(200L ドラム缶	10,632 本相当)
2021年度	2,242 m ³	(200L ドラム缶	11,208 本相当)
2022年度	2,352 m ³	(200L ドラム缶	11,760 本相当)
2023年度	2,030 m ³	(200L ドラム缶	10,152 本相当)
合計	41,472 m ³	(200L ドラム缶	207,360 本相当)

表 5-3 3号廃棄物埋設施設 埋設計画数量

年度	埋設計画数量		
2023年度	834 m ³	(200L ドラム缶	4,168 本相当)
2024年度	3,840 m ³	(200L ドラム缶	19,200 本相当)
2025年度	3,600 m ³	(200L ドラム缶	18,000 本相当)
2026年度	3,600 m ³	(200L ドラム缶	18,000 本相当)
2027年度	3,600 m ³	(200L ドラム缶	18,000 本相当)
2028年度	3,600 m ³	(200L ドラム缶	18,000 本相当)
2029年度	3,360 m ³	(200L ドラム缶	16,800 本相当)
2030年度	4,800 m ³	(200L ドラム缶	24,000 本相当)
2031年度	4,800 m ³	(200L ドラム缶	24,000 本相当)
2032年度	4,800 m ³	(200L ドラム缶	24,000 本相当)
2033年度	4,800 m ³	(200L ドラム缶	24,000 本相当)
2034年度	606 m ³	(200L ドラム缶	3,032 本相当)
合計	42,240 m ³	(200L ドラム缶	211,200 本相当)

添 付 書 類 六

廃棄物埋施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

目 次

1. 概要
2. 基本方針
3. 工事及び検査に係る品質管理の方法等
 - 3.1 工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）
 - 3.1.1 工事に係る組織
 - 3.1.2 検査に係る組織
 - 3.1.3 調達に係る組織
 - 3.2 工事及び検査の繋がり
 - 3.3 工事に係る品質管理の方法
 - 3.3.1 工事の計画
 - 3.3.2 工事等へのインプット情報
 - 3.3.3 適合性確認対象設備の設置工事の実施
 - 3.3.4 次工程へのリリース
 - 3.4 自主検査の方法
 - 3.4.1 自主検査での確認事項
 - 3.4.2 検査計画の管理
 - 3.4.3 自主検査の計画
 - 3.4.4 自主検査の実施
 - 3.5 施設確認申請における調達管理の方法
 - 3.5.1 調達先の技術的評価
 - 3.5.2 調達先の選定
 - 3.5.3 調達製品の調達管理
 - 3.5.4 請負会社他品質監査
 - 3.6 文書及び記録、識別管理及びトレーサビリティ
 - 3.6.1 文書及び記録の管理
 - 3.6.2 識別管理及びトレーサビリティ
 - 3.7 不適合管理
4. 適合性確認対象設備の施設管理

1. 概要

当社は、廃棄物埋設施設の安全を確保させるため、健全な安全文化を育成し、及び維持するための活動を行う仕組みを含めた廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地の附属施設）に係る工事（以下「工事」という。）段階から検査段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定」（以下「保安規定」という。）に品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）として定めている。

本資料は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請（以下「施設確認申請」という。）における、「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

「工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画」として、施設確認申請における工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織については「3.1 工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」に、個別業務の繋がりについては「3.2 工事及び検査の繋がり」に、品質管理の方法については「3.3 工事に係る品質管理の方法」及び「3.4 自主検査の方法」に、調達管理の方法については「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」に、文書管理、記録管理、識別管理、トレーサビリティについては「3.6 文書及び記録、識別管理及びトレーサビリティ」に、不適合管理については「3.7 不適合管理」に記載する。

施設確認申請で記載する工事及び検査以外の品質マネジメントシステムに係る活動は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づく体制のもとで実施するため、上記以外の責任と権限、原子力安全の重視、必要な力量管理を含む資源の管理及び不適合管理を含む評価及び改善については、保安規定品質マネジメントシステム計画に従った管理を実施する。

3. 工事及び検査に係る品質管理の方法等

施設確認申請における工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき実施する。

以下に、工事、検査及び調達管理等のプロセスを示す。

3.1 工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）

施設確認申請における工事及び検査は、図 6-3.1 に示す埋設事業部内の組織で構成する体制で実施する。

また、工事（「3.3 工事に係る品質管理の方法」）、検査（「3.4 自主検査の方法」）及び調達（「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を表 6-3.1 に示す。

表 6-3.1 に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する工事、検査及び調達について責任と権限を持つ。

廃棄物取扱主任者は、その職務に応じた監督を行う。

品質マネジメントシステムを管理する箇所の長は、表 6-3.1 に示す各プロセスが適切に実施され、図 6-3.1 に示す組織体制が適切に機能していることを確認する。

当社から調達先への情報伝達など、組織内外や組織間の情報伝達については、図 6-3.1 に示す埋設事業部内外の組織で確実に実施する。

3.1.1 工事に係る組織

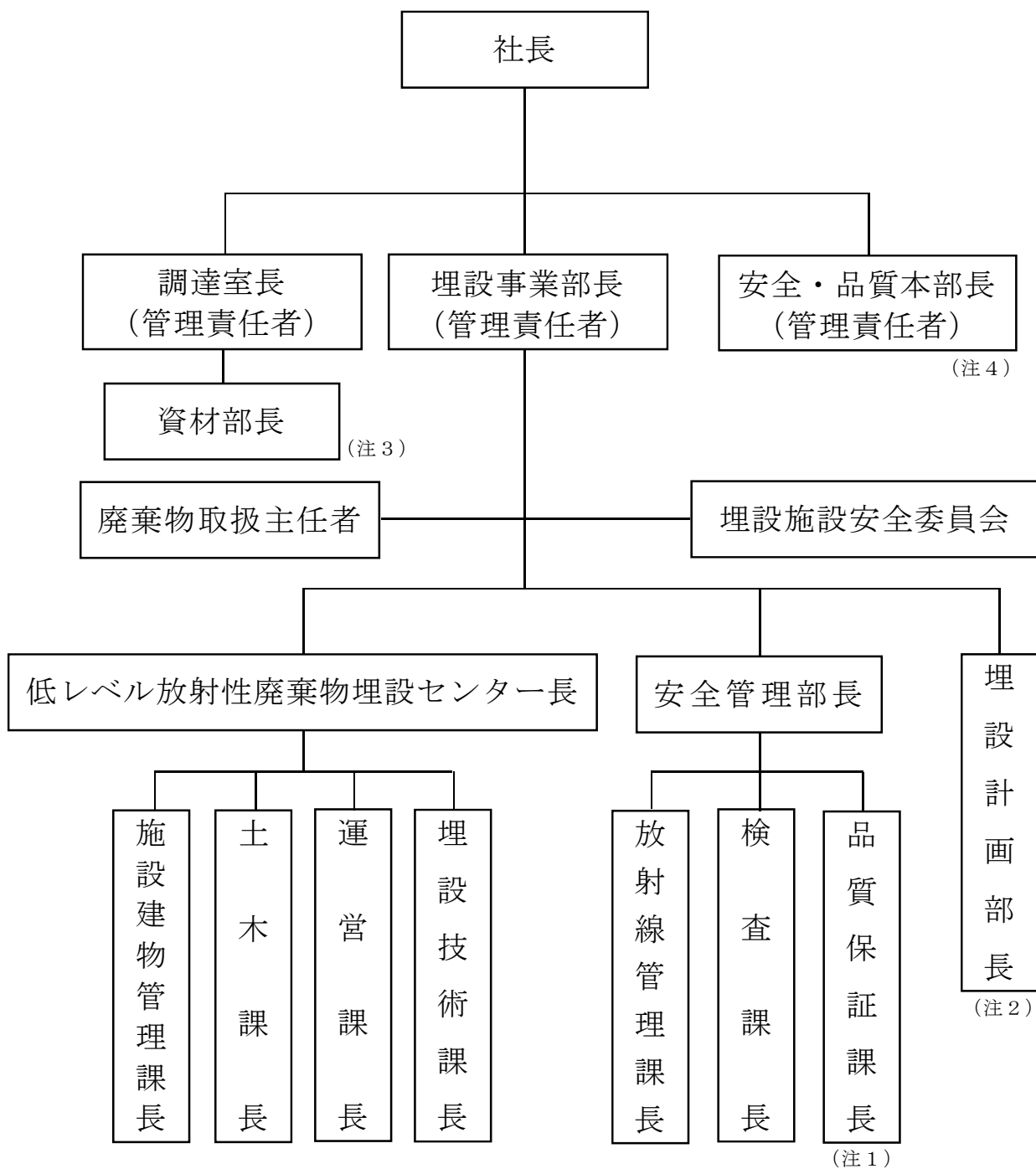
施設確認申請における工事は、表 6-3.1 に示す主管箇所のうち、「3.3 工事に係る品質管理の方法」に係る箇所が工事を主管する組織として実施する。

3.1.2 検査に係る組織

施設確認申請における検査は、表 6-3.1 に示す主管箇所のうち、「3.4 自主検査の方法」に係る箇所が検査を主管する組織として実施する。

3.1.3 調達に係る組織

施設確認申請における調達は、表 6-3.1 に示す主管箇所のうち、「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」に係る箇所が調達を主管する組織として実施する。



- 注1：品質マネジメントシステムを管理する箇所の長
 注2：施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長
 注3：契約を主管する箇所の長
 注4：調達先に対する監査を主管する箇所の長

図 6-3.1 工事及び検査に係る組織

表 6-3.1 工事及び検査の実施体制

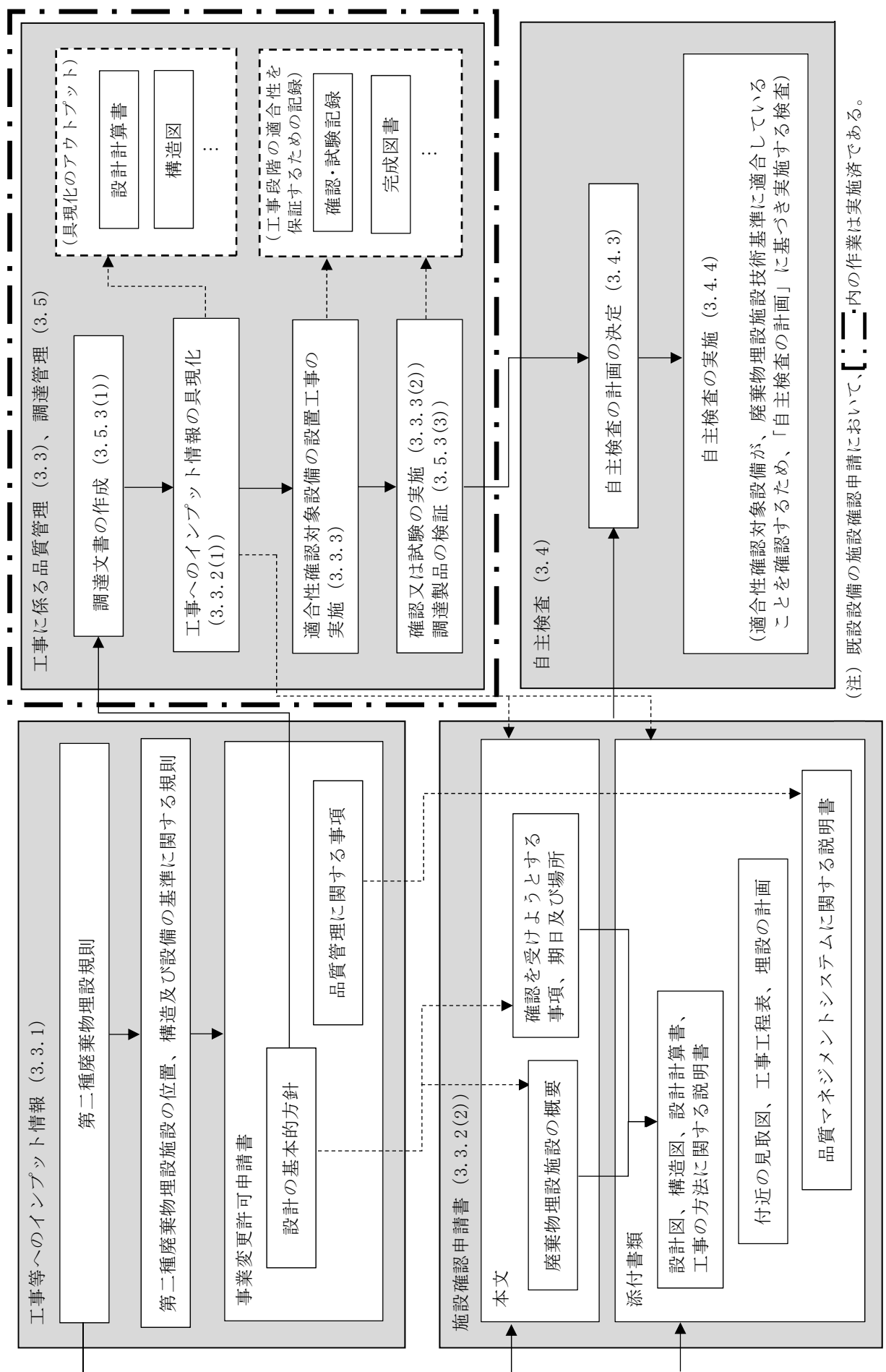
プロセス		主管箇所
3.3	工事に係る品質管理の方法	埋設技術課 運営課 土木課 施設建物管理課 放射線管理課
3.4	自主検査の方法	検査課
3.5	施設確認申請における調達管理の方法	埋設技術課 運営課 土木課 施設建物管理課 放射線管理課

3.2 工事及び検査の繋がり

施設確認申請における工事及び検査の繋がりを図 6-3.2 に示す。

施設確認申請における必要な検査は、「3.3 工事に係る品質管理の方法」、「3.4 自主検査の方法」及び「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」に示す管理のうち、必要な事項を適用して実施し、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第 6 条に定める廃棄物埋設施設等の技術上の基準（以下「廃棄物埋設施設技術基準」という。）に適合していることを確認する。

なお、既設設備の施設確認申請においては、「3.3 工事に係る品質管理の方法」及び「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」は実施済である。



(注) 既設設備の施設確認申請において、[]内の作業は実施済である。

図 6-3.2 工事及び検査の繋がり

3.3 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を設置するために必要な工事を、「廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書」に記載された工事の手順並びに「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」に従い実施する。

工事及び検査に係る業務フローを図 6-3.3 に示す。

なお、既設設備の施設確認申請においては、適合性確認対象設備の設置工事は実施済である。このため、本項においては「3.3.2(2) 施設確認申請書（廃棄物埋設施設用）の作成」及び「3.3.2(3) 施設確認申請書（廃棄物埋設施設用）の承認」のみを適用する。

3.3.1 工事の計画

工事を主管する箇所の長は、調達先から、工事開始前までに調達要求事項を満足させるための計画として「工事計画書」、「品質保証計画書」等を提出させ、これを確認し承認する。

3.3.2 工事等へのインプット情報

工事を主管する箇所の長及び施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「廃棄物埋設事業変更許可申請書」に記載する「設計の基本的方針」に基づき、以下の業務を実施する。

(1) 工事へのインプット情報の具現化

工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、調達先に「設計図書」を提出させ、適合性確認対象設備に対する廃棄物埋設施設技術基準への適合性が確保されていることを審査・承認し、工事の実施に必要な要求事項を具現化する。

(2) 施設確認申請書（廃棄物埋設施設用）の作成

施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長が実施した「3.3.2(1) 工事へのインプット情報の具現化」からのアウトプットを基に、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第4条の要求に従って、必要な書類等を取りまとめる。

また、施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長は、作成した施設確認申請書（廃棄物埋設施設用）案について、要員を指揮して以下の要領でチェックする。

- a. 工事を主管する箇所等でのチェック分担を明確にしてチェックする。
- b. チェックの結果としてコメントが付されている場合は、その反映要否を検討し、必要に応じ資料を修正した上で、再度チェックする。

c. 必要に応じこれらを繰り返し、施設確認申請書（廃棄物埋施設設用）案のチェックを完了する。

(3) 施設確認申請書（廃棄物埋施設設用）の承認

施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「3.3.2(2) 施設確認申請書（廃棄物埋施設設用）の作成」でチェックした施設確認申請書（廃棄物埋施設設用）案について、埋施設設安全委員会へ付議し、審議を得る。

また、施設確認申請に係る総括を主管する箇所の長は、埋施設設安全委員会の審議を得た施設確認申請書（廃棄物埋施設設用）について、埋設事業部長の承認を得て原子力規制委員会への提出手続きを実施する。

3.3.3 適合性確認対象設備の設置工事の実施

工事を主管する箇所の長は、工事の実施にあたり、以下の事項を確実に実施する。

(1) 工事の管理

工事を主管する箇所の長は、承認した「工事計画書」、「品質保証計画書」等に従って、工事が実施されていることを管理する。

(2) 確認又は試験の実施

工事を主管する箇所の長は、工事の適切な段階で調達要求事項を満たしていることを保証するために、確認又は試験を実施する。また、調達先が調達品を製作又は購入する場合は、その材料や仕様等を確認し承認し、必要に応じ工場において確認又は試験を実施する。

この工事の中で実施する本文別紙2に示す確認又は試験は、「3.5.3 調達製品の調達管理」に従った調達製品の検証の中で実施する。

なお、調達管理によらず直営で確認又は試験を実施する場合は、確認又は試験の手順を作成し、これに従って実施する。

3.3.4 次工程へのリリース

工事を主管する箇所の長は、「3.3.3 適合性確認対象設備の設置工事の実施」の中で実施した本文別紙2に示す確認又は試験の結果を踏まえて実施された自主検査の結果（リリースの許可）について、検査を主管する箇所の長より通知を受け、当該工事における次工程へのリリースを判断し、決定する。

管理の段階	工事及び検査に係る業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎：主管箇所 ○：関連箇所			実施内容	添付本文 (記載項目)	主な関連規程類
	当社	調達先	事業部	室・本部	調達先			
調達要求事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">調達要求事項の作成</div>		◎	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 工事を主管する箇所の長は、「設計の基本的方針」等から、調達要求事項を満足させた「設計書」、「設計図」、「仕様書」を作成し、「実施稟議」の承認過程でレビューする。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.5.3(1) 調達文書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 実施稟議 仕様書
調達	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">契約請求資料の作成</div>		◎	◎	—	<ul style="list-style-type: none"> 工事を主管する箇所の長は、承認された「実施稟議」に添付した「設計書」、「設計図」及び「仕様書」にて、契約を主管する箇所の長へ契約の手続きを依頼する。 契約箇所を主管する箇所の長は、登録された調達先（取引先）の中から工事等の要求品質、価格、規模、納（工）期、技術力、実績等に基づき取引先を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.5.1 調達先の技術的評価 3.5.2 調達先の選定 3.5.3 調達製品の調達管理 	<ul style="list-style-type: none"> 調達管理要則 取引先評価・選定要領 調達先管理要領
工事及び検査			◎	—	○	<ul style="list-style-type: none"> 工事を主管する箇所の長は、調達先から、工事開始前までに調達要求事項を満足する「工事計画書」、「品質保証計画書」等を提出させ、これを確認し承認する。 工事を主管する箇所の長は、調達要求事項を満たしていることを確実にするために、調達先に「設計図書」を提出させ、適合性確認対象設備に対する廃棄物埋設施設技術基準への適合性が確保されていることを確認し承認する。 工事を主管する箇所の長は、調達品が調達要求事項を満足していることを保証するため、必要に応じて調達先にて確認・試験を実施する。 工事を主管する箇所の長は、工事の適切な段階で調達要求事項を満たしていることを保証するために、確認・試験を実施する。 検査を主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長と自主検査の日程調整を実施する。また、当該検査の「検査要領書」を作成し、それに基づき自主検査を実施し、「検査に係る記録」を作成する。 検査を主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長に自主検査の結果を通知し、工事を主管する箇所の長は、その結果を確認して、次工程へのリリースを決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3.3.1 工事の計画 3.3.2(1) 工事へのインプット情報の具現化 3.3.3(2) 確認又は試験の実施 3.5.3(3) 調達製品の検証 3.4.4 自主検査の実施 3.3.4 次工程へのリリース 	<ul style="list-style-type: none"> 設置および改造工事に係る設計管理要領 設計図書管理細則 法定確認に係る検査実施要領 廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の検査実施細則

(注) 既設設備の施設確認申請においては、「自主検査」以外の業務は実施済である。

図 6-3.3 工事及び検査に係る業務フロー

3.4 自主検査の方法

検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が廃棄物埋施設設技術基準に適合していることを確認するため、保安規定に基づく自主検査を計画し、被検査箇所からの独立性を確保した検査体制のもと、実施する。

3.4.1 自主検査での確認事項

検査を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備が廃棄物埋施設設技術基準に適合していることを確認するために、以下の項目について検査を実施する。

①実設備の仕様の適合性確認

②実施した工事が、「廃棄物埋施設設の工事の方法に関する説明書」に記載された工事の手順並びに「3.5 施設確認申請における調達管理の方法」に従い行われていること。

これらの項目のうち、①は本文別紙-2 に示す確認方法で実施された確認又は試験の記録確認として、②は品質マネジメントシステムに係る検査として実施する。

3.4.2 検査計画の管理

検査を主管する箇所の長は、自主検査を適切な段階で実施するため、適合性確認対象設備の工事工程或いは確認又は試験及び廃棄物埋施設設操業工程に基づく適合性確認の検査計画を作成し、自主検査の実施時期及び自主検査が確実に行われることを管理する。

なお、検査計画は、工事等の進捗状況を踏まえて、適宜更新する。

3.4.3 自主検査の計画

検査を主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長からの検査依頼を受け、自主検査の実施時期を管理する。また、適合性確認対象設備が廃棄物埋施設設技術基準に適合していることを確認するために、自主検査の計画（以下「検査要領書」という。）を策定し、決定する。

なお、検査要領書では、検査の実施日、検査対象設備、検査方法及び判定基準等を明確にする。

3.4.4 自主検査の実施

検査を主管する箇所の長は、自主検査の実施にあたり、以下の事項を確実にする。

(1) 要員の力量確保及び教育訓練

検査を主管する箇所の長は、自主検査の実施に必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）を明確にし、自主検査を実施する要員への教育訓練の

実施により、要員の力量を維持管理する。また、必要な知識及び技能を習得した者に自主検査を実施させる。

(2) 自主検査の体制

検査を主管する箇所の長は、図 6-3.4 に示す自主検査体制を構築する。また、検査に係る要員の職務は以下のとおりとする。

なお、検査リーダー及び検査員を選定する際は、検査を主管する箇所の要員（他の箇所と兼務している者の場合にあつては、当該検査の対象となる工事を主管する箇所の要員以外の者）を指名し、検査の中立性を確保する。

a. 検査実施責任者

- ・ 検査を主管する箇所の長は、検査実施責任者として検査を実施する。
- ・ 検査要領書を定める。
- ・ 検査員から報告された検査結果（合否判定）が廃棄物埋施設技術基準に適合していることを最終確認し、若しくは自ら合否判定を実施し、リリースを許可する。

b. 検査リーダー

- ・ 検査遂行を指揮する。

c. 検査員

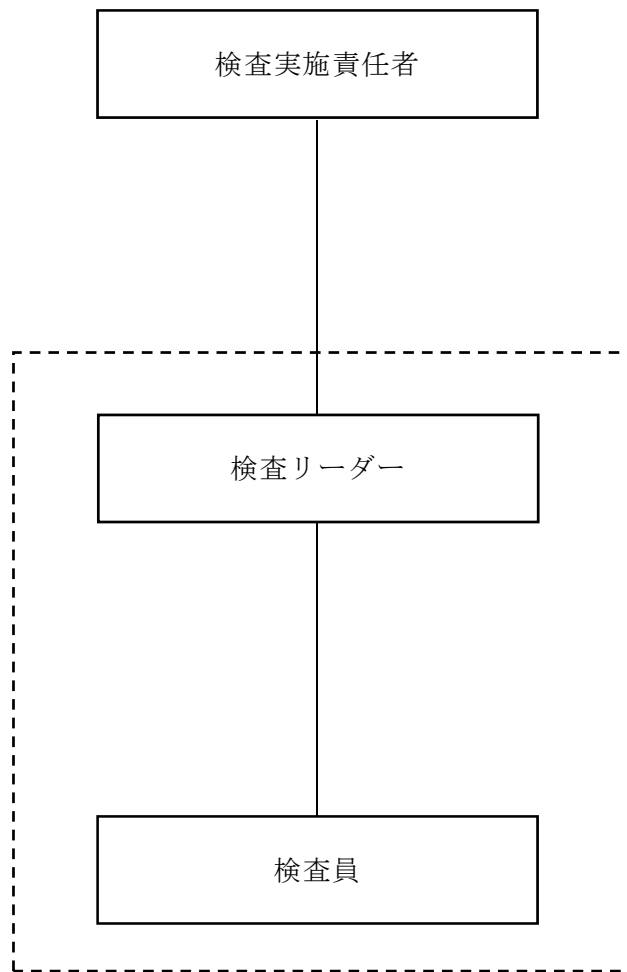
- ・ 検査リーダーからの指示に従い、検査を実施する。
- ・ 検査要領書の判定基準に従い、立会い又は記録の確認により合否判定する。
- ・ 検査結果（記録）を作成し、検査実施責任者へ報告するとともに、承認を得る。

(3) 自主検査の検査要領書の作成

検査実施責任者は、適合性確認対象設備が廃棄物埋施設技術基準に適合していることを確認するため、「3.4.1 自主検査での確認事項」の確認項目及び「3.4.3 自主検査の計画」で決定した検査方法に基づき、検査要領書を作成する。

(4) 自主検査の実施

検査実施責任者は、検査リーダー及び検査員を指揮して、検査要領書に基づき、自主検査を実施する。



※破線部は、他の箇所と兼務している者の場合
にあっては、当該検査の対象となる工事を
主管する箇所の要員以外の者を指名す
る。

図 6-3.4 自主検査体制（例）

3.5 施設確認申請における調達管理の方法

調達を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を設置するために必要な工事を調達にて実施する場合は、調達管理を確実にするために、以下に示す管理を実施する。

なお、既設設備の施設確認申請においては、調達管理の業務は実施済である。

3.5.1 調達先の技術的評価

契約を主管する箇所の長は、調達先が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、調達先の技術的評価を実施する。

3.5.2 調達先の選定

調達を主管する箇所の長は、原子力安全に対する影響及び調達先の実績等を考慮し、調達内容の重要度に応じたグレード分けを行うとともに、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ調達先の選定を依頼する。

また、契約を主管する箇所の長は、「3.5.1 調達先の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した調達先を選定する。

3.5.3 調達製品の調達管理

調達を主管する箇所の長は、調達に関する品質マネジメントシステムに係る活動を行うに当たって、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

また、一般産業用工業品については、(1)の調達文書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、原子力施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

(1) 調達文書の作成

調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づく調達要求事項を含めた調達文書（以下「仕様書」という。）を作成し、調達先の業務実施状況を適切に管理する。（「3.5.3(3) 調達製品の検証」参照。）

調達を主管する箇所の長は、一般産業用工業品を使用するに当たっての評価に必要な要求事項及び調達を主管する箇所の長が調達先で検査を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることに関する事項を調達先へ要求する。

(2) 調達製品の管理

調達を主管する箇所の長は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間における業務の実施に当たって、調達先に必要な図書を提出させ、それを確認し承認する等、調達製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を主管する箇所の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、調達数量、調達仕様の適合性等を考慮した調達製品の検証を行う。

なお、調達先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

3.5.4 請負会社他品質監査

調達先に対する監査を主管する箇所の長は、調達先の品質マネジメントシステムに係る活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、請負会社他品質監査を実施する。

また、調達先の発注先（以下「外注先」という。）について、以下に該当する場合は、直接外注先の監査を行う。

- ・調達先が実施した外注先に対する品質監査、又は更に外注先が実施した外注又は下請会社の品質マネジメントシステム状況が不十分と判断した場合
- ・トラブル等で必要と認めた場合

3.6 文書及び記録、識別管理及びトレーサビリティ

3.6.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の工事及び検査に係る文書及び記録

「3.1 工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）」の表 6-3.1 に示す各プロセスを主管する箇所の長は、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを「品質マネジメントシステムに係る文書および記録管理要則」に基づき管理する。

なお、既設設備の施設確認申請においては、適合性確認対象設備の設置工事は実施済である。

(2) 調達先が所有する当社の管理下でない設計図書を工事及び検査に用いる場合の管理

工事及び検査を主管する箇所の長は、施設確認申請において調達先が所有する当社の管理下でない設計図書を工事及び検査に用いる場合、当社が調達先評価等により品質マネジメントシステム体制を確認した調達先で、かつ、対象設備の設計を実施した調達先が所有する設計当時から現在に至るまでの品質が確認された設計図書を、当該設備として認識が可能な場合において、適用可能な図書として扱う。

なお、既設設備の施設確認申請においては、適合性確認対象設備の設置工事は実施済である。

(3) 自主検査に用いる文書及び記録

検査を主管する箇所の長は、自主検査として、上記(1)、(2)で管理されている文書及び記録を用いて実施する。

3.6.2 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 計量器の管理

a. 当社所有の計量器の管理

(a) 校正・検証

工事を主管する箇所の長は、校正の周期を定め管理するとともに、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。

なお、そのような標準が存在しない場合は、校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b) 識別管理

i. 計量器管理台帳による識別

工事を主管する箇所の長は、校正の状態を明確にするため、計量器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。

なお、計量器が故障などで使用できない場合は、使用禁止を計量器管理台帳に記載するとともに、修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

ii. 有効期限表示ラベルによる識別

工事を主管する箇所の長は、計量器の校正の状態を明確にするため、有効期限表示ラベルに必要事項を記載し、計量器の目立ちやすいところに貼り付けて識別する。

b. 当社所有以外の計量器の管理

工事を主管する箇所の長は、調達先所有の計量器を使用する場合、計量器の管理が適正に行われていることを確認する。

(2) 設備及び機器等の管理

工事を主管する箇所の長は、設備及び機器等を、タグ、銘板、台帳等にて管理する。

3.7 不適合管理

施設確認申請における工事及び検査において発生した不適合については、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

4. 適合性確認対象設備の施設管理

工事を主管する箇所の長は、廃棄物埋設施設技術基準に適合していることが確認された適合性確認対象設備について、保安規定の施設管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。